

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第203号

令和6年3月13日

不良行為少年の補導について（通達）

【概要】

本通達は、不良行為少年の適切かつ効果的な補導活動の推進及び同業務に係る適正な情報の管理について、必要な事項を定めたものである。